

優生保護法補償法制定に際しての共同声明

2024年10月8日、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」（以下、補償法）が成立しました。これに先立ち、「旧優生保護法に基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議」（以下、国会決議）が、両院本会議で採択されました。

補償法は、2024年7月3日、最高裁判所大法廷で、優生保護法が違憲であり、国会議員の立法行為が違法と判断したことを受けて制定されました。法の前文において、国の責任と謝罪を明確にしています。そして、強制不妊手術被害者及び配偶者だけでなく、人工妊娠中絶も被害の対象として国の責任が認められました。

裁判の原告の6人が、最高裁大法廷の勝訴判決を見ることなく、国からの謝罪を受けることなく亡くなられています。被害者の多くは高齢です。ようやく制定された補償法による被害者の尊厳の回復は、一刻の猶予も許されません。国は、9月30日に締結した基本合意書に基づき、そして今般成立した補償法に基づき、早急に全ての被害者に対して補償の実現を図るべきです。

また、国会決議においても、優生思想に基づく誤った施策を推進させたことの責任を認め、謝罪をしました。そして、優生思想に基づく差別の根絶と、すべての個人が疾病や障害の有無によって分け隔てられることのない社会の実現を決意しました。

国会決議と補償法に基づき、二度と同じ過ちを起こさないための調査・検証の実施や再発防止策の追求がなされ、基本合意書において約束された私たちとの継続的・定期的な協議において、それらの進捗状況を点検したいと思います。基本合意書を締結した9月30日は「優生思想をのりこえて、生きるに値する人とそうではない人という分断、差別を無くす出発の日」でしたが、本日の補償法の成立により、それを実現するための第一歩を刻むことができました。

国は、被害について今なお声を上げられない被害者の方が、私たちや都道府県の相談窓口にご相談できるよう、今般採択・成立した国会決議と補償法を広く社会に周知・広報してください。あわせて、優生保護法の歴史や被害の実態について、学校教育などを含めより多くの市民に知らせる機会をもつべきです。

私たちは、これからも市民のみなさんと手を携え、一刻も早い優生保護法問題の全面解決を実現し、優生思想に基づく差別や偏見の根絶を図り、すべての人が尊重される社会をめざします。

2024年10月8日

全国優生保護法被害原告団

全国優生保護法被害弁護団

優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会